

ID: 15

担当部署: 企画課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町鉄道施設条例 第3条		
例規番号	平成21年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の制限等) 第3条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の鉄道施設の使用を拒み、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。</p> <p>(1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。 (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 町長は、前項に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日